

目 次

第1号（5月13日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に参加した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第47号 専決処分の承認を求めることについて	3
議案第48号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）	15
議案第49号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約について	16
議案第50号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について	17
議案第51号 財産の取得について	19
議案第52号 財産の取得について	19
議案第53号 固定資産評価員の選任について	20
報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について	21
閉 会	22
署 名	23

令和7年 第3回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和7年 5月13日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 閉会	令和7年 5月13日 令和7年 5月13日	午前10時00分 午前11時42分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 ・ 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	3	梶 原 誠 二	4	早 田 和 彦	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	健康増進 課 長	蓑 田 俊 哉	農業委員会 事務局長	山 本 直 樹
総務課長	有 瀬 耕 二	企画観光 課 長	中 村 裕 二	教育振興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	上 野 陽 一	税務課長	岩 尾 和 文		
住民福祉 課 長	吉 田 誠 二	農林振興 課 長	東 貴 志		
保険政策 課 長	大 森 光 春	地域整備 課 長	高 山 拓 二		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第1号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第10号）
 - 専第2号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 専第3号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）
 - 専第4号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 専第5号 錦町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第49号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約について
- 日程第6 議案第50号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第51号 財産の取得について
- 日程第8 議案第52号 財産の取得について
- 日程第9 議案第53号 固定資産評価員の選任について
- 日程第10 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第6号 和解及び損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第1号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第10号）
 - 専第2号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 専第3号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）
 - 専第4号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 専第5号 錦町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第48号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第49号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約について
- 日程第6 議案第50号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第51号 財産の取得について
- 日程第8 議案第52号 財産の取得について
- 日程第9 議案第53号 固定資産評価員の選任について
- 日程第10 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第6号 和解及び損害賠償額の決定について

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、深水副町長と毎床教育長から欠席の申出がっておりますので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、3番、梶原誠二議員、4番、早田和彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 議案第47号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第47号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第47号専決処分の承認を求めることについてでございます。

専第1号令和6年度錦町一般会計補正予算（第10号）、専第2号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専第3号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）、専第4号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専第5号錦町税条例の一部を改正する条例でございます。

以上5件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、今回、同条第3項の規定により承認をいただきたく提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 総務課関係から御説明いたします。議案つづり10ページをお開きください。

第2表地方債補正、変更が5件です。

初めに、起債の目的は道路整備事業ですが、限度額を50万円減額し、起債の限度額を1億3,280万円とするものです。内容は、町道松里永野線道路改良事業のほか、4事業の事業費の確定により借入額を調整するものです。

次に、緊急浚渫推進事業ですが、限度額を210万円減額し、起債の限度額を2,710万円とするものです。内容は、一武汁谷川ほか、5河川の浚渫事業費の確定により借入額を調整するものです。

次に、緊急自然災害防止事業ですが、限度額を200万円減額し、起債の限度額を2,200万円とするものです。町道目郎第一線、排水対策工事費の確定に伴い減額するものです。

次に、道路側溝改修・舗装復旧事業ですが、限度額を340万円減額し、3,310万円とするものです。町道久保昭和線側溝改修事業のほか、側溝改修・舗装復旧事業、5事業の事業費の確定に伴い調整するものです。

次に、くま川鉄道経営安定化事業ですが、限度額を30万円減額し、5,170万円とするものです。災害復旧に係るくま川鉄道経営安定化補助金の確定に伴う減額です。

以上、5件につきましては、起債の方法、利率、償還の方法について、補正前と変更はございません。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入からご説明いたします。補正の内容については、ほとんどが補助金や交付金の交付決定、額の確定による歳入予算額の調整となりますので、目単位で100万円を超える増減について説明させていただき、特に必要な事項については説明欄等を用いて説明させていただきますので、御了承願います。

初めに、総務課関係からです。2段目です。

4款1項1目1節配当割交付金128万3,000円、次の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金391万1,000円。次の6款1項1目1節法人事業税交付金439万1,000円。次の8款1項1目1節ゴルフ場利用税交付金184万4,000円は、いずれも交付額の確定によるものです。

次のページをお願いします。上段です。

9款1項1目1節環境性能割交付金132万6,000円につきましても、交付額の確定によるものです。

次に、28ページ、29ページをお願いします。上から2番目です。

15款2項4目1節社会資本整備総合交付金、減額の656万2,000円のうち大王原公園仮設団地地利活用事業696万4,000円は、大王原仮設団地改修工事費の確定に伴う減額です。

次に、38ページ、39ページをお願いします。下段です。

22款調査費につきましては、第2表地方債補正で御説明したとおりです。

次に、歳出です。42ページ、43ページをお開きください。

歳入と同様、歳出も支出額の確定による不用額の調整が主なものになりますので、目単位で100万円を超える増減について説明させていただき、特に必要な事項については、説明欄の事業名等により説明させていただきますので、御了承願います。

それでは総務課関係から御説明いたします。下段です。

2款1項1目一般管理費補正額減額の545万8,000円のうち、主なものとしまして、8節旅費減額の174万8,000円は普通旅費、特別旅費の執行残、11節役務費減額の66万4,000円は通信運搬費、18節負担金補助及び交付金減額の70万7,000円は、説明欄は次のページになりますが、くま川鉄道経営安定化事業等の補助金確定による減額になります。

44ページ、45ページをお願いします。一番下です。

5目財産管理費補正額減額の664万7,000円のうち、主なものとしまして、10節需用費減額の155万3,000円は、燃料費及び庁舎・公共施設等の電気料・修繕料等の減額、12節委託料減額の103万円は、説明欄は次のページになりますが、主に大王原公園仮設団地改修実施設計業務の入札残、14節工事請負費減額の355万3,000円は、大王原公園仮設団地改修工事、旧一武こども園跡地利活用工事の入札残となります。

次に、46ページ、47ページです。

9目財政調整基金費24節積立金5,331万8,000円は、今回の補正予算の歳入歳出額の調整額を財源として積立てるものです。

次に、10目減債基金費24節積立金1億2,865万3,000円も、同じく今回の補正における歳入歳出額の調整額等を財源として積立てるものです。

次に、12目ふるさと錦ゆかり基金費24節積立金、減額の318万2,000円は、寄附額確定による減額です。
次に、78、79ページをお願いします。下段です。

9款1項2目非常備消防費補正額減額の218万1,000円のうち、主なものとしまして、1節報酬減額の99万1,000円、8節旅費減額の74万8,000円は、火災出動等消防団員の活動実績に基づく不用額の減額になります。

次に、10節需用費減額の38万2,000円は、団員活動服等消耗品の執行残となります。

次に、92ページ、93ページをお願いします。下段です。

12款1項2目利子、22節償還金利子及び割引料減額の305万8,000円は、一時借入金の借入金期間の短縮等による公債費利子分の執行残です。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。

26ページ、27ページをお願いします。

一般会計の歳入になります。

15款1項1目民生費国庫負担金減額644万円のうち、1節障がい者福祉費負担金減額640万8,000円は、更生医療給付事業費負担金、障がい者自立支援補装具給付費等負担金、障がい児通所給付費等負担金の交付決定によるものです。

同款2項2目民生費国庫補助金減額154万円のうち1節障がい者福祉費補助金減額152万6,000円は補助金確定によるものです。

次のページをお願いいたします。最下段です。

16款1項1目民生費県負担金減額728万円のうち1節障がい者福祉費負担金減額320万3,000円は、更生医療給付事業費負担金、障がい者自立支援補装具給付費等負担金、障がい児通所給付費等負担金の交付決定によるものです。

次のページをお願いいたします。

3節児童福祉費負担金減額196万2,000円のうち私立分減額190万5,000円は、保育園・こども園措置費実績によるものです。

同款2項1目総務費県補助金減額303万4,000円のうち、13節結婚新生活支援事業費補助金減額144万8,000円は、補助金決定によるものです。

2目民生費県補助金減額765万8,000円のうち、1節社会福祉費補助金減額324万6,000円は、重度心身障がい者医療費助成事業費補助金、障がい者住宅改造成事業費補助金、地域生活支援事業補助金の補助金決定によるものです。

2節児童福祉費補助金減額441万2,000円は、多子世帯・子育て支援事業補助金、延長保育促進事業補助金、子どものための教育保育給付費補助金などの補助金決定によるものです。

歳入は以上になります。

次に、歳出です。46ページ、47ページをお願いします。

2款1項15目結婚相談推進費減額227万1,000円は、18節負担金補助及び交付金で、結婚新生活支援事業補助金の実績によるものです。

54ページ、55ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費減額2,733万円、主なものは、7節報償費減額395万円は、子宝祝い金支給事業の執行額の確定によるものです。

12節委託料減額117万円は、障がい者福祉システム改修業務委託料等の執行額の確定によるものです。

19節扶助費減額1,611万3,000円は、障がい者福祉サービス事業、障がい児通所給付等事業、更生医療給付事業、障がい者支援事業、地域生活支援事業、重度心身障がい者医療費助成事業の執行額の確定によるものです。

58ページ、59ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費減額477万6,000円、主なものは、18節負担金補助及び交付金減額292万7,000円は、障がい児受入促進事業補助金、出産子育て応援交付金事業の執行額の確定によるものです。

19節扶助費減額150万8,000円は、子ども医療費助成事業、養育医療給付事業の執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

4目保育所費減額384万5,000円は、18節負担金補助及び交付金で、延長保育事業、病後児保育事業等の執行額の確定によるものです。

64ページ、65ページをお願いします。

4款2項1目清掃総務費減額123万2,000円、主なものは、12節委託料減額100万3,000円で、生ごみ処理業務委託料の執行額の確定によるものです。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。26、27ページをお開きください。中ほどになります。

15款2項1目総務費国庫補助金2,129万円のうち、22節デジタル田園都市国家構想交付金減額の145万9,000円の内訳といたしまして、地方創生推進タイプで企画観光課所管の空がつなぐヒト・コト・モノ交流推進プロジェクト事業の実績に伴う減額です。

23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,277万4,000円は、給付金定額減税一体支援枠分で、住民福祉課所管の令和5年度に実施しました均等割り世帯への給付金事業の精算に伴い、交付金を受け入れるために増額するものです。

次に、30、31ページをお開きください。中ほどです。

16款2項1目総務費県補助金減額の303万4,000円のうち、11節熊本県移住支援事業補助金減額の150万円は、該当する移住者がいなかったため、未執行となったことによる減額です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。50、51ページをお開きください。中ほどです。

2款7項1目企画費減額の760万4,000円です。主なものとしましては、下段にあります、18節負担金補助及び交付金減額の447万3,000円で、移住定住関連補助金の執行残となります。

次のページ、52、53ページをお開きください。下段になります。

5目錦ネット通信事業費1,501万7,000円です。主なものとしまして、次のページ、54、55ページをお開きください。上から3番目の12節委託料減額の707万9,000円は、情報配信管理システム補修業務などの

執行残となります。

24節積立金2,328万9,000円は、錦ネット使用料など、錦ネット通信事業に係る歳入から、錦ネット事業に係る歳出を引いた残りを情報通信施設整備基金に積み立てるものです。

70、71ページをお開きください。中ほどです。

7款1項1目商工総務費減額の116万2,000円です。主なものとしましては、12節委託料減額の36万4,000円、14節工事請負費減額45万3,000円は、物産振興事業の農産物直売所什器等製作業務やそのほか関連工事の執行残による減額です。

2目観光費減額の376万円です。主なものとしましては、12節委託料減額の316万5,000円、観光地除草業務、オープンイノベーションによる新商品開発事業等の執行残による減額です。

次のページ、72、73ページをお開きください。

3目公園等管理費減額の123万円です。主なものとしましては、10節需用費減額の77万9,000円のうち、光熱水費減額の48万6,000円は、くらんど公園などの電気料・水道料の執行残による減額です。

次に、13節使用料及び賃借料減額の34万9,000円は、道の駅トイレ、ファン式消臭器等の執行残による減額となります。

4目ふるさと納税事業費減額の1,346万9,000円です。主なものとしまして、12節委託料減額の1,163万1,000円、13節使用料及び賃借料減額の129万3,000円は、ふるさと納税に係る代行業務委託料、ポータルサイト成果連動使用料の減額で、不用額の確定見込みによるものです。

企画観光課関係の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 税務課関係を御説明いたします。

まず、一般会計の歳出です。議案つづり48、49ページをお願いします。2段目です。

2款2項2目賦課徴収費減額の196万2,000円です。主なものとしましては、12節委託料減額の135万9,000円で、固定資産税土地評価業務委託料の入札残を減額するものです。

一般会計は以上です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入です。108、109ページをお願いします。上段です。

1款1項1目、一般国民健康保険税234万2,000円です。1節医療給付費分、現年課税分75万2,000円から、6節介護納付金分、滞納繰越分1万5,000円まで、いずれも収納見込みによる増額です。

次に、112、113ページをお願いします。上段です。

8款1項6目延滞金186万7,000円は、収納見込みによる増額です。

税務課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 保険政策課関係を説明いたします。一般会計の歳入になります。

26ページ、27ページをお願いします。

15款2項2目民生費国庫補助金減額154万円のうち、4節社会福祉費補助金減額1万4,000円は、年金市町村事務取扱交付金の確定によるものです。

次のページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金減額728万円のうち、次のページをお願いします。2節保険基盤安定負担金減額

211万5,000円は、国庫保険基盤安定負担金の確定によるものです。

歳入は以上になります。

次に、歳出です。54ページ、55ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費減額2,733万円のうち、次のページをお願いします。27節繰出金減額446万5,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、国民健康保険特別会計の歳入で説明いたします。

2目老人福祉費減額1,375万5,000円のうち、次のページをお願いします。27節繰出金減額1,256万8,000円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護保険特別会計の歳入で説明いたします。

5目後期高齢者医療事業費減額108万2,000円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、後期高齢者医療特別会計の歳入で説明いたします。

一般会計は以上です。

次に、特別会計について説明します。

最初に、国民健康保険特別会計の歳入です。110ページ、111ページをお願いします。

4款1項3目保険給付費等交付金減額5,117万4,000円、内訳は1節保険給付費等交付金、普通交付金減額5,582万8,000円と、2節保険給付費等交付金、特別交付金465万4,000円です。県の交付金確定によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金減額446万6,000円、内訳は4節職員給与費等繰入金減額240万8,000円、5節出産育児一時金等繰入金減額300万円、6節財政安定化支援事業繰入金94万2,000円で、歳出額の確定によるものです。

7款1項2目その他繰越金減額712万5,000円は、前年度繰越金で財源調整になります。

歳入は以上です。

歳出です。114ページ、115ページをお願いします。

2款1項6目療養給付費減額3,326万2,000円は、18節負担金補助及び交付金で、執行額の確定によるものです。

2項5目高額療養費減額1,228万9,000円は、18節負担金補助及び交付金で、執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

2款4項1目出産一時金減額450万円は、18節負担金補助及び交付金で、執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

6款1項1目特定健康診査等事業費減額438万円、12節委託料で特定健康診査業務委託料の執行額の確定によるものです。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、介護保険特別会計の歳入です。

132ページ、133ページをお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料1,099万3,000円は、徴収見込額によるものです。

6款1項1目介護給付費等繰入金減額964万4,000円、4目その他一般会計繰入金減額154万2,000円は、歳出額の確定によるものです。

歳入は以上です。

介護保険特別会計については以上です。

最後に、後期高齢者医療特別会計の歳入です。

148ページ、149ページをお願いします。

3款1項1目事務費繰入金減額108万2,000円、歳出額の確定によるものです。

歳入は以上です。

歳出です。152ページ、153ページをお願いします。

4款1項2目健康診査費減額191万1,000円は、後期高齢者健診受診者数の確定によるものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） 健康増進課関係の説明いたします。

議案つづり、60、61ページをお願いいたします。

歳出になります。

4款1項1目保健衛生総務費減額の286万5,000円になります。内訳は1節報酬減額139万3,000円で
す。主なものは、パートタイム会計年度任用職員の報酬分135万円になります。

次に、3節職員手当分減額91万3,000円です。内容は一般職員分時間外勤務手当51万3,000円と、パート
タイム会計年度任用職員期末手当分18万1,000円、パートタイム会計年度任用職員分勤勉手当分21万
9,000円です。

次に、4節共済費減額48万1,000円です。内容はパートタイム会計年度任用職員分の社会保険料になります。

3節職員手当の一般職員分時間外勤務手当以外については、令和6年度当初からパートタイム会計年度任用職員の
保健師の採用を予定していましたが、応募がなかったためです。

以上、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） 農業委員会分について説明いたします。

32、33ページをお願いいたします。

歳入です。3段目です。

16款2項4目農林水産業費補助金、2節農業委員会補助金減額の209万2,000円。内訳としまして、農業
委員会補助金57万3,000円、機構集積支援事業費補助金38万9,000円、農地利用最適化交付金減額の
305万4,000円、いずれも交付決定に伴うものです。

次に、歳出です。64、65ページをお願いいたします。下段です。

6款1項1目農業委員会費減額の333万円。主なものとしまして、1節報酬、農業委員、農地利用最適化推進委
員報酬減額の306万9,000円は、農地利用最適化の実績に伴うものです。

以上で、農業委員会の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係の説明いたします。

歳入からです。議案つづり、20ページ、21ページをお願いいたします。2段目です。

13款1目農林水産業費分担金、1節土地改良事業分担金40万5,000円です。川辺川総合土地改良事業農家
分担金の繰上償還に伴う増額と、2節林業費分担金120万8,000円、治山事業費及び林地崩壊防止事業費の受

益者分担金になります。

32、33ページをお願いいたします。中段です。

16款2項4目農林水産業費県補助金減額の528万9,000円のうち、3節林業費補助金減額の319万7,000円です。内訳は、増林事業補助金減額の299万4,000円、有害鳥獣事業補助金減額の20万3,000円となっております。いずれも補助金額確定によるものです。

続いて、8目災害復旧費県補助金、3節林業施設災害復旧補助金減額の377万円、令和2年豪雨災害に伴う災害復旧事業の補助金になりますが、歳出額確定によるものです。

次のページをお願いいたします。3段目です。

17款2項1目不動産売払収入、2節その他の不動産売払収入689万3,000円です。5年度に実施いたしました立木売払が、6年4月開催の競り市への出品になったことや、予定していなかった林業公社による支障木売払収入を予算化したことによるものです。

38、39ページをお願いいたします。中段です。

21款4項4目雑入です。1節雑入減額の181万2,000円のうち、農林振興課分になりますが、鳥獣被害防止緊急捕獲対策推進交付金減額の217万9,000円です。補助金額確定によるものです。

歳出になります。68、69ページをお願いいたします。中段です。

6款2項1目林業総務費減額の201万円。

18節負担金補助及び交付金、減額の122万1,000円。主な内訳として、有害鳥獣捕獲補助金の実績によるものです。

90、91ページをお願いいたします。下段です。

11款1項3目林業施設災害復旧費、14節工事請負費、減額の1,649万2,000円です。6年度工事費の確定に伴う減額となります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

歳入です。議案つづりは28ページ、29ページをお開きください。

15款2項4目土木費国庫補助金減額1,142万4,000円は、主に8節防災安全社会資本整備交付金減額486万2,000円で、交付金の交付決定による減額補正をするものです。

続きまして、ページは38ページ、39ページをお願いいたします。

21款4項1目雑入減額181万2,000円のうち、地域整備課分としましては増額になりますが、木綿葉大橋の照明料、相良村負担分を実績により6万円増額補正するものです。

歳入は以上です。

歳出です。ページは、74ページ、75ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費減額363万2,000円は、主に14節工事請負費減額94万9,000円で、緊急自然災害防止事業としまして、町道目郎第一線排水対策工事の実績に伴う減額でございます。

18節負担金補助及び交付金減額153万9,000円で、一般事務費としまして、住宅リフォーム補助金の補助実績に伴う減額などです。

次に、2項1目道路維持費減額806万7,000円は、主に10節需用費の減額313万円、12節委託料減額

153万8,000円。

次のページ、76ページ、77ページの14節工事請負費減額207万2,000円で、いずれも町道維持管理に係る町道、路面等補修、修繕費、町道の除草作業、側溝土砂撤去、維持工事の側溝設計委託費などの不用額及び道路維持工事14件分の実績による執行残となります。

次に、2目道路新設改良費減額341万3,000円は、主に14節工事請負費で、減額268万3,000円。道路側溝改修事業としましては、町道久保昭和線ほか2路線の側溝改修工事と、町道野間平川線については災害復旧事業にて対応したことによる減額、町道改良事業としまして、町道下大鶴線道路改良工事の事業費確定による減額、用地費購入額確定による減額となります。

5目用悪水路費減額170万6,000円は、14節工事請負費で法定外水路費としまして、由留木地区と土屋地区の排水路修繕の執行残を減額するものです。

3項2目河川管理費減額368万9,000円は、主に14節工事請負費減額339万2,000円で、河川浚渫工事の執行残を減額するものです。

78ページ、79ページをお開きください。

5項1目住宅管理費減額1,543万2,000円は、主に10節需用費減額290万3,000円、住宅施設整備費としまして、入居前に行う修繕料の執行残でございます。

12節委託料減額148万6,000円、住宅施設整備費としまして、町営野間団地外壁等改修工事の実施設計業務委託料などの執行残でございます。

14節工事請負費減額1,099万8,000円、町営野間団地外壁等改修工事及び原田川住宅、新指杉住宅の解体工事等の執行残となります。

続きまして、80ページ、81ページをお開きください。上段です。

9款1項5目災害応急対策費減額1,109万円は、12節委託料で災害業務委託料としまして、台風10号に伴う応急対応、また、その後の応急対応分として9月議会で計上させていただいた分ですが、その後、災害がなかったことから残額分を減額するものです。

地域整備課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） 出納室関係を御説明いたします。

44ページ、45ページをお開きください。2段目です。

2款1項4目減額の190万円は、11節役務費で主に公金振込手数料分で、令和6年10月から必要となりました公金支払いに伴う手数料について、振込データの伝送化を促進したこと、伝票が別々の場合でも同じ支払い口座であれば同一データとして伝送したことなどにより、当初見込み額より減額が見込まれましたので、今回減額補正するものです。

以上で、出納室関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出です。80、81ページをお開きください。

10款1項2目事務局費減額128万5,000円は、説明欄、一般職及びその他職員給与費における時間外勤務手当の執行残の減額49万7,000円や、一般事務費における謝金や記念品代等の報償費の執行残減額25万

2,000円が主なものです。

次に、2項1目学校管理費減額599万2,000円は、10節需用費、光熱水費減額245万1,000円や、次のページをお願いします。12節委託料減額161万1,000円など、学校の維持管理経費の執行残の減額になります。

次に、同項2目教育振興費減額245万2,000円は、説明欄498番、要保護及び準用保護児童扶助費減額47万9,000円や、495番、修学旅行費補助金ほか減額24万3,000円、927番、ICT教育関連事業の修繕料減額45万円など、実績に基づく減額です。

次のページをお願いします。

3項1目学校管理費減額302万6,000円は、10節需用費、光熱水費減額61万7,000円、修繕料減額35万9,000円、12節委託料減額124万4,000円など、学校運営に必要となる維持管理経費の執行残の減額です。

次に、同項2目教育振興費、減額287万9,000円は、説明欄520番、各種競技出場補助事業における補助実績による減額37万7,000円や、521番、部活動補助事業における部活動指導員7名分の活動実績に基づく執行残、減額96万2,000円、525番、就学援助費事業における生徒扶助費、減額22万8,000円など、各種教育振興活動事業における実績に基づく減額です。

次のページをお願いします。

次に、4項1目社会教育総務費、減額127万5,000円は、3節職員手当等一般職4人分の時間外勤務手当の実績に基づく減額16万7,000円や、7節報償費、減額60万1,000円、説明欄535番、一般事務費、545番、放課後子ども教室推進事業費、972番、地域学校協働本部事業における講師や安全管理員等への謝金の執行残など、社会教育活動の実績に基づく執行残の減額です。

次のページをお願いします。

5項2目体育施設費、減額188万3,000円は、10節需用費、減額103万円、12節委託料、減額70万4,000円など、施設維持管理経費となる光熱水費や修繕料の執行残及び除草剪定業務委託の実績に基づく執行残の減額となります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 議案つづり154、155ページをお開きください。議案第47号専第5号錦町税条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に交付されたことに伴い、錦町税条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表の2ページ、3ページをお願いします。

第36条の2第10項と、第63条の2第1項第1号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ずれが生じたことによる改正です。

次の第82条につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、廃ガス規制に対応した125cc以下の自動二輪につきましては、新たな税率を、ウに追加するものです。

次に、4ページの第89条につきましても、第82条で御説明いたしました標準税率の区分の見直し、次に、5ページの第139条の3第2項と、第149条第1項第1号につきましては、先ほどの第36条の2第10項と、

第63条の2第1項第1号と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正です。

6ページ以降の附則の改正につきましては、附則第10条の2が、今回の地方税法の改正による項ずれ、条ずれに伴う改正、附則第10条の3では、大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の2年延長に伴う項の新設、7ページからの附則第10条の4と、9ページからの附則第10条の5につきましては、平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴う条の削除、11ページからの附則第10条の6につきましては、今回の地方税法の改正による項ずれ、条ずれと、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の課税標準の特例措置の期間が2年延長されたことに伴う改正で、附則第10条の4と附則第10条の5が削除されたことにより、2条繰り上がりまして、附則第10条の4とするものです。

議案つづり156ページにお戻りください。

附則としまして、第1条では、この改正条例の施行期日を令和7年4月1日と規定し、第2条及び第3条では、固定資産税、軽自動車税の経過措置に関する規定をしております。

以上で、議案第47号専第5号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。地域整備課長にお伺いいたします。ページ79ページ、工事請負費が1,099万8,000円減額になっておりますけども、これ委託料が105万2,000円。これは過大設計というように私は見ているのですけども、当初の計画からして、これだけ下がるということは、どういう関係か、ちょっと教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 地域整備課、答えありますか。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

工事請負費1,099万8,000円の減額及び委託料の105万2,000円の減額について、過大設計ではということではあったのですけれども、こちらについては、当初の設計金額に対しまして、その入札を行ったところの、入札の残になるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 1,000万円も違う、この工事の発注といいますか、落札的に1,000万円違うというのは、ちょっと私は腑に落ちませんけれども。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

こちらが、野間団地外壁等の改修工事のみならず、こちら解体工事、原田川住宅と新指杉の解体工事も含めましての執行残になっておりますので、一つの外壁の改修工事だけで、この1,000万円の減額が出たということではございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 最後ですけど、野間団地の外壁は幾らぐらい減ったんですか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） すみません。各工事の内訳が手元にございませんで、暫時休憩をさせていただきますよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） ここで暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時01分再開

○議長（荒川 孝一君） 改めて休憩します。会議は11時10分から開議します。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） すみません、先ほどの質問ですが、1,000万円くらいの差があったということだったんですけども、こちら、当初予算を組むときに、当初予定を、野間団地の外壁改修工事については3,000万円ほどを予定していたんですけども、こちら、外壁の塗装だとか屋上の防水工事等の物価高騰とかを反映しまして、3,600万円ほどを組んでおりました。実際、当初予算は組んだものの、実際に設計をしてみたところ、2,600万円ほどとなりまして、当初の予算計上と、その設計の差が約1,000万円ほど出たというところが一つ。

あと、解体工事については、原田川住宅と新指杉住宅を解体工事を計上させていただいておりましたが、原田川住宅のほうについて3棟分を解体工事を予定しておりましたが、1棟の解体工事でしておりましたので、この執行残が出ているものです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。専第1号令和6年度錦町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。専第2号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。専第3号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。専第4号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。専第5号錦町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4. 議案第48号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第48号令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第48号令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案件につきましては、令和7年度一般会計補正に関する案件でございます。一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出60万円を追加し、予算の総額を65億7,778万8,000円とする案件でございます。今回の補正は、西一丸開田送水管修繕に係る補助金の計上となります。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは、164ページ、165ページをお願いします。

歳入からです。20款1項1目1節前年度繰越金60万円は、今回の補正予算の財源として計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 次のページの166、167ページをお願いいたします。

6款1項5目農地費です。18節負担金補助及び交付金、農道水路新設改良事業費補助金として60万円の計上です。一丸開田地区の揚水ポンプ送水管修繕工事に対する補助金です。

当該地区は、受益面積約20ヘクタール、受益者42名で耕作が行われております。設置から53年が経過しており、応急的な巻き立ても困難な状況で、管を1本交換する内容となっております。

本年度の通水に間に合うように早急に修繕工事を行いたいという旨の要望書の提出がございましたので、本臨時会において補正予算をお願いするものであります。総事業費150万円を見込んでおり、その4割分を計上させていただいております。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第48号令和7年度錦町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第49号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第49号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第49号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに、錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約につきましては、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第49号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案つづりは168ページをお開きください。

1、契約の目的、町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1金8,129万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額739万円）。4、契約の相手方、住所、福岡県北九州市若松区大字安瀬6番地3、商号又は名称、松田建設工業株式会社、代表者氏名、代表取締役松田正市。

町道松里永野線に架かる黒辺田野橋については、道路幅が狭く、歩道もなく、危険であったことから、地域住民の方々や議員各位からの拡幅要望によりまして、国の社会資本整備総合交付金及び通学路の安全対策メニューを活用しまして、前後の取付道路も含めて架け替えを行っております。

現在、架け替え工事のうち、両岸への橋の土台となる橋台の基礎工事と本体工事が完了しており、橋台付近の護岸工事が5月末で完了する見込みでございます。

今回契約する工事は上部工の工事であり、下部工で設置した橋台の上に、長さ33メートル、幅8.2メートルほどの橋桁を乗せる工事でございます。

車道部の幅は5メートル、歩道部は2メートルで、橋桁は工場で作製しまして、現地での架設を行います。

今後の予定ですが、下部工の工事が6月末に完了予定です。上部工として、製作した部材を搬入し、架設を行います。その後、床版コンクリート及び高欄設置、護岸整備を含めた工事を発注しまして、橋梁関係の工事は、令和8年5月末頃に完了を予定しております。

その後、取付道路の工事を行いまして、無事に開通ができましたら、既設橋梁の撤去を行う予定としております。全ての工事の完了予定見込みは、令和9年の5月末頃としております。以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。水無川は最終的に1億5,700万円ぐらい。橋長が、ちょっと違うと思えますけども、8,129万円。この工事の内容、水無川は鉄骨が下のほうにありますけれども、そここの設計の差が、これだけ違うというのは、どういう関係ですかね。橋長が短いと。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

水無川との比較の資料は、持ち合わせておりませんが、黒辺田野橋の上部工、黒辺田野橋ですね、こちらのほうについての説明をさせていただきます。

橋の構造ですが、こちら、橋の長さは33メートル、桁の長さが32メートル。橋自体は、こちら上部工は、鋼単純非合成の桁橋でございます。

下部工についてですけれども、こちらは、こちらは逆T式の橋台を使っております、河川の中に橋台がない状態で、両岸に、こちらの橋台をつけるというような感じで、下の河川部には橋台がない状態です。そのようなところが黒辺田野橋の構造となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第49号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第50号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、議案第50号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約についてを議題とします。

議案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第50号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和6年第3回臨時会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約の金額の変更が生じたため、今回、提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第50号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について御説明いたします。議案つづりは169ページをお願いいたします。

1、契約の目的、町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金1億2,210万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,110万円）、変更後、一金1億2,455万6,438円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,132万3,312円）。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2745番地2、商号又は名称、株式会社イトウ建設、代表者氏名、代表取締役田中聡。

当初の契約金額を2,455万6,438円増額する変更契約となります。

変更の主な内容は、仮設盛土材運搬の変更、水替え工の変更によるものです。

仮設盛土材運搬の変更については、当初予定していた県施工の河川浚渫工事からの土砂を現場近くに仮置きし、使用する予定でしたが、浚渫土の土質が仮設盛土材として適さなかったため、木上平野地区にある土場からの運搬に変更するものです。

水替え工の追加については、橋台部を施工するに当たり、水がたまるためにポンプを設置し、排水が必要であること、また、護岸部を施工するに当たっては、作業時の排水を予定しておりましたが、河川の水がたまるために常時排水にて施工するよう変更するものです。

以上が変更の主な理由です。

また、本工事については、6月下旬の工事完了を予定しておまして、まだ現場が動いておりますので、2回目の変更契約を予定しております。6月議会にて、再度、提案させていただく予定でございますので、よろしく御願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第50号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第51号

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議案第51号財産の取得についてを議案とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第51号財産の取得についてでございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産の取得については、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは170ページになります。議案第51号財産の取得について御説明いたします。

1、取得の目的、消防積載車の購入。2、品名等、消防小型動力ポンプ軽積載車4台。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得金額、1,584万円。5、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区菅原町1番地25、名称、三輝物産株式会社、代表者、代表取締役西銘公一。

消防団に係るポンプ、車両につきましては、ポンプについては、令和6年度に2台更新したことにより、全ての部において規格が統一され、年式も比較的新しくなっております。

積載車につきましては、購入後30年の経過年数を超える車両が、今後も順次発生することにより、計画的に更新することとし、また、免許取得者のオートマ限定免許の増加に対応するため、オートマ車を購入することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第51号財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第52号

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議案第52号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第52号財産の取得についてでございます。

本案件につきましては、予定価格700万円以上の財産の取得に関する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 議案つづりは、171ページをお願いいたします。議案第52号財産の取得について御説明いたします。

1、取得の目的、ブロードバンド機器（OLT機器）増設。2、品名等、ブロードバンド機器（OLT機器）一式。3、契約の方法、随意契約。4、取得金額、業務委託料2,365万円のうち2,234万1,000円。5、契約の相手方、所在地、熊本県人吉市鬼木町759番地1、名称、イクストライト株式会社、代表者、代表取締役岡村健志。近年の町内における新築アパートの増加や、町有住宅として整備した大王原住宅の入居開始等に伴い、現在使用している光回線が枯渇しており、新たなあいねっと放送やインターネットの新規提供が難しい地区があります。

また、民間のインターネットサービスの終了に伴い、町のインターネットに切り替える利用者が増加傾向にあることから、将来のインターネットサービスを継続的に提供するため、新たに機器を取得し、増設するものです。

議案第52号の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） このOLT機器の増設ということですが、これ何回線分ぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

機器を増設することにより、約1,000世帯分に対応できるということです。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第52号財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第53号

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、議案第53号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第53号固定資産評価員の選任についてでございます。

本案件につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員に錦町大字西868番地1、岩尾和文氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第53号固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10. 報告第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、報告第2号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第2号議会の委任による専決処分の報告について、専第6号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第2号議会の委任による専決処分の報告について御説明いたします。

内容は、第三者への損害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により、専第6号のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものです。

議案つづり174ページをお願いします。

専第6号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字木上の個人です。

2番目に、和解の内容についてですが、（1）として、本件事故における過失割合は、本町を20%とし、相手方に対する損害賠償の額を1万5,302円とするものです。（2）として、今後、本件事故に関しては、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に、事故の概要ですが、事故の発生年月日は、令和7年1月27日午後5時10分頃。事故の発生場所は、錦町大字一武2898番地16先路上になります。

事故の状況は、本町の職員が運転する公用車が、町道松里線を人吉方面から錦町役場方面へ走行していたところ、町道久保線から左折してきた車に衝突したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。この過失割合とか事故の状況を読みますと、もらい事故みたいな形だろうと思うんですけども、本町の車の修理代は相手方が持つのでしょうか、大体幾らぐらい、本町のとはかかるとですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） ただ今の質問にお答えいたします。

本町の公用車の修理代金といいますのが、21万1,364円となっております、これに関しましては、その80%分が相手方のほうからの保険で補填されるというような内容となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第3回錦町議会臨時会を閉会します。

午前11時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

